

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市人事委員会

委員長 加 藤 浩 輝

川崎市人事委員会規則第 1 6 号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成11年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「第2条第2項ただし書」を「第2条第2項」に、「掲示場に掲示して」を「川崎市公報に登載して」に、「掲示された」を「登載した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則第28条第3項の規定は、この規則の施行の日以後にする文書の送付について適用し、同日前にした文書の送付については、なお従前の例による。